

## 昭和二十六年法律第三十三号

国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律

(退職年金、障害年金及び遺族年金の額の改定)

第一条 昭和二十五年十二月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準として国家公

務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。)の規定によ

る退職年金、障害年金及び遺族年金(同法第九

十四条の二の規定によりこれらの年金とみなさ

れた年金を含む。)については、昭和二十六年

一月分以後その年金額を左の各号により算定し

た額に改定する。

昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、障害年金及び遺族

年金(同法第九十四条の二の規定によりこれら

の年金とみなされた年金を含む。)について

は、国家公務員共済組合法の一部を改正す

る法律(昭和二十五年法律第百三十五号。以

下「昭和二十五年法律第百三十五号」とい

う。)附則第二項の規定により改定された年

金額の算定の基準となつた同法別表第一又は

第二の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を

俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して

算定した額

昭和二十三年十二月一日以後における俸給

の規定による退職年金、障害年金及び遺族年

金については、その年金額の算定の基準とな

つた俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給と

みなし、共済組合法の規定を適用して算定し

た額

前項第一号の場合において、同号に規定する

共済組合法第九十四条の二の規定により同法の

規定による退職年金、障害年金又は遺族年金と

みなされた年金のうち、その支給の条件又は額

の算定の基準が共済組合法の規定によるこれら

の年金と異なるものについては、大蔵省令で定

めるところによりこれを共済組合法の規定によ

るこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も

類似するものとみなして同法の規定を適用す

る。

前二項の規定は、日本専売公社法(昭和二十

三年法律第二百五十五号)第五十一条第一項、

日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十

六号)第五十七条第一項及び日本電信電話公社

第一条	昭和二十七年法律第二百五十号)第八十条 第一項において準用する共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律	法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十条 第一項において準用する共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律
第二条	共済組合法第九十条の規定による年金の額の改定に関する法律	第二条
第三条	國庫は、前二条の規定による年金額の改定に因り増加する費用を負担する。但し、第一号に掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、當該共済組合の組合員(共済組合法第九十四条第一項各号に掲げる者を除く。)のうち、國家公務員である者及び第一号に掲げる団体の職員である者がそれぞれ受けける俸給の総額の割合に応じて當該共済組合の運営規則で定める割合に従つて國庫及び當該団体が負担するものとする。のとし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、當該各号に掲げる団体が負担するものとする。	第三条
第四条	方公共団体	第四条
第五条	一 共済組合法第八十六条第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合 共済組合法第六十九条第一項に掲げる費用を負担する地 方公共団体	第五条
第六条	二 専売共済組合 日本専売公社	第六条
第七条	三 国鉄共済組合 日本国鉄	第七条
第八条	四 日本電信電話公社共済組合 日本電信電話	第八条

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二  
五一号)抄

この法律は、公社法の施行の日から施行す

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
四号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
三号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
二号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
一号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
零号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
九号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
八号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
七号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
六号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
五号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
四号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
三号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
二号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
一号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
零号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
九号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
八号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
七号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
六号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
五号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
四号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
三号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
二号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
一号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
零号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
九号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
八号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
七号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
六号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
五号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
四号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
三号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
二号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
一号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
零号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
九号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
八号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
七号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
六号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
五号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
四号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
三号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
二号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
一号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
零号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
九号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
八号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
七号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
六号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
五号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
四号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
三号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
二号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
一号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
零号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
九号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
八号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
七号)抄

この法律は、昭和三十一年七月一日から

施行する。

附 則 (昭和三一年六月六日法律第一  
六号)抄

この法律は、